

## 農業ふれあいセンター 休館延長のお知らせ

農業ふれあいセンター

Tel 226-6551

Fax 226-6552

次の期間、

施設整備工事のため、引き続き利用できません。ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。



休館期間：11月ごろまで

\*工事の状況により、休館期間が延長になる場合があります。

## 事業所向けに中退共 掛け金の一部を補助



雇用支援課 238-6702

Fax 238-6703

市では、中小企業退職金共済(中退共)(法に基づく中退共制度の掛け金について、各従業員が加入した月から36か月間、掛け金の一部を補助しています。

対象は、平成30年2月以降、中退共制度に加入した従業員がいて、市

の補助基準に該当する市内の事業所です。

受付窓口開設期間：2月14日(月)～18

日(金)午前10時～午後4時(正午～

午後1時30分を除く)

受付会場：川越市民サービスセンター  
シヨソ

\*受付窓口開設期間以降は、同課で受け付けます。

\*申請期限は2月28日(月)まで。

## ナラ枯れ被害が 発生しています



農政課 224-5939

Fax 224-8712

(仮称)川越市森林公園計画地を中心に、ナラ枯れ被害が発生しています。ナラ枯れの被害木は、枯死や倒木等に至る危険がありますので、山林などの近くを通行する際は注意することにも、所有者の方は適切な管理をお願いします。



症状の一つである、木の根元に木くずがたまっている様子



川越市公式ホームページ

## バナー広告を募集

広報室 224-5495 225-2171



トップページほか、全7ページに掲載されます

市ホームページに掲載するバナー広告を募集します。月間ページビュー数は約25万5,000件(令和2年度平均)。市民や観光客などへの広告効果が見込めます。掲載の決定は広告内容を審査して行います。

募集期限…2月1日(火)～掲載希望月の前月第一金曜日

掲載期間…4月から(1か月単位)

広告料(月額) …3万円(3か月以上の連続掲載は割引あり)

## 路上喫煙はやめましょう!

資源循環推進課 239-6267

Fax 239-5054

路上での喫煙は、やけどをさせたり、衣服を焦がしたりする危険があります。特に子どもや車椅子を使用する方にとって、たばこを持つ手は顔と同じ高さになるため、重大な事故につながる可能性があります。

また吸い殻の投げ捨ては、まちの美観を損ねるだけでなく、火災の危

険もあります。

市では、「川

越市路上喫煙の

防止に関する条

例」を定めてい

ます。市内全域

(道路や公園な

ど屋外の公共の

場所)で路上喫

煙をしないよう

に努めなければ

なりません。



## 駐車監視員 活動区域の変更



防犯・交通安全課

Tel 224-5721

Fax 224-6705

3月1日(火)から、駐車監視員が巡回する活動ガイドラインが次のとおり変更されます。

### ■変更点

東京オリンピック開催に伴って令和元年にガイドラインに設定した震ヶ関カンツリー倶楽部<sup>くわんくわん</sup>周辺を、オリンピック終了に伴い解除することになりました。

## 「災害時応援協定」を締結

防災危機管理室 Tel 224-5554

Fax 225-2895



市は、災害時において情報収集等を迅速かつ確に実施できる応援体制を確保するため、12月22日に(株)原一(原一探偵事務所)と災害時応援協定を締結しました。

\*詳しくは、埼

玉県警察ホーム

ページを確認す

るか、川越警察

署 Tel 224-

0110にお尋

ねください。

## 産前産後期間の国民 年金保険料を免除



市民課 Tel 224-5764

Fax 226-5091

対象：国民年金の第1号被保険者(自営業の方など)

免除期間：出産予定日または出産日



の前月から4か月分(多胎妊娠の場合は3か月前から6か月分)

\*「出産」とは、妊娠85日(4か月)

以上の出産(死産・流産・早産した方を含む)です。

\*免除期間は、保険料を支払ったものと見なします。

届け出方法：年金手帳・身分証明書・母子健康手帳など出産予定日または出産日が確認できる物・マイナンバーカード(持っている方)を持

参の上、直接同課(本庁舎1階)・市民センター・川越駅西口連絡所

または川越年金事務所

または川越年金事務所

または川越年金事務所

または川越年金事務所

または川越年金事務所

\* 出産予定日の6か月前から届け出

## 市役所本庁舎・東庁舎の 空調設備改修工事を 実施中



管財課 Tel 224-5633 Fax 225-2895

現在、市役所本庁舎・東庁舎では空調設備等改修工事を実施しています。また、3月中旬から8月下旬(予定)まで、本庁舎1階ロビーと2階の一部に大型足場が設置されるため、待合スペースなどが狭くなります。ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、窓口業務は通常通り行いますが、例年3月下旬から4月上旬までは市民課窓口が混雑します。住所異動や戸籍の届出、住民票の写しなどの請求手続きは、市民センター・川越駅西口連絡所でも取り扱っていますので、ご利用ください。

## マイナンバーの通知カード を廃棄します

できます。

市民課 Tel 224-5744

Fax 225-5371

市役所に返戻された通知カードは、国の通知等に基づき3月末日をもって廃棄します。受け取りを希望する方は、川越市マイナンバーコールセンター Tel 224-6178に連絡の上、受け取ってください。

## 元気度チエックを 送付します

地域包括ケア推進課

Tel 224-6087

Fax 229-4382

令和3年度中に70歳になる方(要支援・要介護認定を受けている方を除く)へ、心と体のセルフチェックを行う元気度チエック(基本チエックリスト)を2月中旬から下旬に送付します。



同封する返信用封筒で元気度チエックを返送した方には、自身の状態に合わせたアドバイス票を後日送付します。

## ヘルプマーク・ヘルプカードを 「ご存じですか?」

障害者福祉課 ☎224-5785

Fax 225-3033

ヘルプマークとは、障害や疾患などにより援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、かばん等に付けて周囲の方に配慮が必要なことを知らせるマークです。

ヘルプカードとは、緊急連絡先や必要とする支援の内容などを記載することのできる携帯用カードです。身に着けたり、災害時や日常生活の中で困ったことがあったときに提示することで、周囲の方から状況にあった支援を受けやすくなります。

配布場所：障害者福祉課(本庁舎1階)、障害者総合相談支援センター (JPLACE 3階)、健康管理課(総合保健センター1階)

\*ヘルプカードは市ホームページからもダウンロード可。

対象：障害のある方、難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要とする方

ヘルプマークやヘルプカードは多くの皆さんが知ることで、初めてその効果を発揮し、支援を必要とする方の安心につながります。ヘルプマークやヘルプカードを示された時には、必要となる支援や配慮をお願いします。



ヘルプカード(写真左)とヘルプマーク(写真右)。ともに赤色を基調としています

## 障害のある方の手帳のお知らせ

障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033

申請時に必要な書類…指定医師が作成した市指定の診断書等

\*平成30年7月に視覚障害の認定基準が改正されました。認定基準に該当する方や既存の等級が変更となる方は、随時申請を受け付けています。

### ■療育手帳

知的障害が発達期(おおむね18歳まで)に生じた方で、市に申請後、川越児童相談所等で一定以上の知的障害が認められた方が、県から交付を受けることができます。

### ■精神障害者保健福祉手帳

精神疾患(そううつ病・統合失調症等)で、一定以上の精神障害が認められ、長期にわたり日常生活または生活上の制約がある方が、市に申請することで県から交付を受けることができます。

持ち物…精神保健指定医等が作成した指定の診断書  
または精神障害を支給事由とする年金証書

障害のある方の手帳には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、手帳を取得することで、各種福祉サービス等を利用することができます。申請時に必要な書類は、それぞれの手帳で異なります。

\*平成28年4月以降の交付分から身体障害者手帳のカバーが紺色となり、全ての手帳カバーの色が統一されました。現在お持ちの手帳もそのまま利用できますが、手帳を持参の上、申請することで、新しいカバーと引き換えができます。

### ■身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語、そしゃく機能、肢体不自由、内部(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓)機能の障害があり、その程度が身体障害者福祉法の認定基準に該当する場合に市へ申請することで、交付を受けることができます。





## 「川越市開発許可等の基準に関する条例」を一部改正

開発指導課 ☎224-5978 ☎225-9800

近年の激甚化・頻発化する災害を踏まえ、災害リスクの高いエリアにおける開発を抑制する観点から、国では都市計画法の改正が行われ、4月1日から施行されます。この法改正を受け、市では市街化調整区域における開発行為等の基準を定めた「川越市開発許可等の基準に関する条例」の一部を改正しました。これにより、4月1日から開発許可等の審査基準が一部変わります。

### ■都市計画法の改正内容

市街化調整区域で建築物を建てる(一部建替えを含む)目的で、開発行為等を行う場合には、原則として都市計画法の許可が必要です。この法改正により4月1日以降は、開発行為等が市条例の基準によるもの(分家住宅や線引き前宅地ほか)で一定の浸水リスクがある区域にあるものは、開発許可が厳格化されます。

### ■変更後の審査基準の内容

次の全てに当てはまる開発行為等は、浸水リスクに対する安全上・避難上の対策として避難場所や避難経路を確認し、所定の書類を提出した場合に許可対象となります。

- 申請地が市街化調整区域
- 許可の申請が市条例の基準によるもの(分家住宅や線引き前宅地ほか)
- 申請地の想定浸水深(洪水等により想定される浸水深)が3メートル以上

\*最新の想定浸水深は、右の小江戸川越マップ等で確認できます。



### 風水害への備え

日ごろの備えなどについて確認できます



### 小江戸川越マップ

荒川・入間川流域洪水ハザードマップ、新河岸川流域洪水ハザードマップ、入間川流域洪水ハザードマップを確認できます

## ～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

### ●知っていますか? 「本人通知制度」 市民課 ☎224-5747 ☎225-5371

この制度は、事前に登録することで、誰かがあなたの戸籍簿本や住民票を取得したとき、登録者本人にそのことを知らせるものです。知らせを受けることで、早期に事実関係を確認するきっかけにもなります。ぜひ、ご利用ください。詳しくは、広報川越8月号No.1475・9ページをご確認ください。

### ●マイナンバーカードの交付申請書が送付されます 市民課 ☎224-5744 ☎225-5371

埼玉県後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード未取得者へ、2月ごろに交付申請書が送付されます。対象は、昨年10月31日時点でマイナンバーカードを申請していない後期高齢者医療の被保険者です。申請方法など詳しくは、同封のお知らせをご確認ください。

### ●Jアラートの試験放送を流します 防災危機管理室 ☎224-5554 ☎225-2895

2月16日(水)午前11時から、国が発する弾道ミサイル情報等の緊急情報を、全国瞬時警報システム(Jアラート)受信機が受信し、正常に防災行政無線から放送されることを確認する全国一斉情報伝達試験を行います。当日は市内全ての防災行政無線から試験放送が流れます。ご理解とご協力をお願いします。

### ●国民健康保険と後期高齢者医療の傷病手当金支給の適用期間を延長

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金支給の適用期間は令和2年1月1日から同3年12月31日の間でしたが、適用期間が令和4年3月31日(木)まで延長されました。詳しくは、市ホームページを確認するか、国民健康保険＝国民健康保険課 ☎224-5836 ☎224-7318、後期高齢者医療制度＝高齢・障害医療課 ☎224-5842 ☎224-7318にお尋ねください。

### ●斎場市民聖苑利用説明会 斎場 ☎226-0090 ☎226-7088

2月26日(出)午前9時～▶午前10時30分～。対象は市内在住。各定員10人。申し込みは電話で斎場。

### ●市税の納付には便利な口座振替を 収税課 ☎224-5686 ☎226-2538

一度手続きをするだけで、納付のために外出しなくても納期毎に指定の口座から市税等の納付ができます。金融機関・市役所・市民センター等の窓口のほか、郵送での手続きもできます。ぜひ口座振替をご利用ください。

### ●「川越市市制施行100周年記念事業川越市市民健康講演会」が中止になりました 健康づくり支援課 ☎229-4121 ☎225-1291

2月19日(出)に川越プリンスホテル(新富町1丁目)で開催を予定していた「川越市市制施行100周年記念事業川越市市民健康講演会」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となりました。詳しくは、川越市医師会 ☎222-0794 ☎222-8589にお尋ねください。

### ●訂正 文化芸術振興課 ☎224-6157 ☎224-8712

成人式で配布したプログラム(8ページの今年度の成人人数)に誤りがありました。正しくは右表のとおりです。ご迷惑をおかけしました。

川鶴	15	14	29
霞ヶ関北	98	83	181
名細	190	142	332
山田	54	63	117